

しょうしんクラブ規約

しょうしんクラブ規約

(名 称)

1. 本会は、しょうしんクラブと称する。

(目 的)

2. 本会は、岐阜商工信用組合（以下、組合という。）の組合員の積極的な企業活動を推進し、併せて会員相互の親睦と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

3. 本会は、目的達成のため下記の事業を行なうこととする。

- イ. 講演会、研究会、懇談会の開催
 - ロ. 企業診断及び経営に関するコンサルティング等の斡旋
 - ハ. 経営に関する調査、研究視察
- ニ. その他、本会の目的達成のため必要な事業

(会 員)

4. 本会は、組合員をもって構成する。
5. 本会への加入は、本会の役員又は組合の店舗長の推薦に基づき、所定の加入手続きをする。
6. 会員は、次の1に該当するときは脱会するものとする。

- イ. 会員より脱会の申し出があったとき
- ロ. 組合員の資格を失ったとき、またはそれと同等であると事務局が認めたとき
- ハ. 所定の期日に所定の会費の納入がなかったとき

(会 費)

7. 本会の会費は、月 1,500円とし前期・後期それぞれ6ヶ月分まとめて納付する。会費の納付期日は前期は6月5日、後期は12月5日とし、休日の場合はその翌営業日とする。但し、必要に応じ臨時会費を徴収することができる。中途入会時の会費は、加入時における6ヶ月の残期間の割合（月割り計算）とする。
8. 会費は、当該期日に限り組合の本支店の自動口座振替で納入し、臨時会費、中途入会費は振込により納入する。
9. 原則として会費の返戻はしないこととする。

(役 員)

10. 本会に、次の役員を置くこととする。

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 会 長 | 1 名 | 監 事 | 2 名 |
| 副会長 | 若干名 | 幹 事 | 若干名 |

11. 会長及び副会長は、役員の内選により選出する。
12. 会長は本会を統括し、副会長は会長を補佐する。
13. 役員は、本会の運営に関する必要事項を決議する。
14. 会計は事務局が行い、本会の出納管理をする。
15. 本会の円滑な運営を図るため、必要に応じ顧問、相談役を置くことができる。
16. 役員の内任期は2年とし、重任をさまたげない。

(委 員)

17. 本会は、必要に応じ委員を置くことができる。

18. 委員は、会の拡充・発展に努める。

(役員会及び総会)

19. 会長は、毎年1回総会を開催し、本会の運営に係る諸報告を行なう。但し、開催が困難な時は、書面または電磁的方法の報告に代えることができる。

20. 役員会は、会長が適宜必要と認めたとき開催し、本会の運営を協議すると共に諸報告を行なう。但し、開催が困難な時は、書面等による同意を議決に代えることができる。

(会 計)

21. 本会の運営に要する経費は、会費及び寄付金をもって充当する。

22. 本会の会計年度は、毎年6月1日より、翌年5月31日までとする。

(事 務 局)

23. 本会の事務局は、岐阜商工信用組合に置き、代表を岐阜商工信用組合理事長とする。

24. 本会の規約の改正は、役員会に出席する役員の過半数の同意を要する。

25. その他、本規約の定めのない事項は、役員会が決定する。

以 上

昭和60年6月19日 制 定

平成17年6月20日 一部改正

平成30年6月20日 改 正

令和2年5月14日 改 正